

4月1日からの

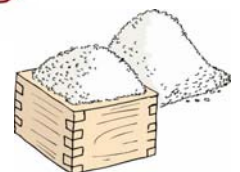
No.058

# 食品中の放射性物質の新基準

食品に含まれる放射性セシウムに  
新基準が定められました。

食品の区分	基準 [ベクレル/kg]	含まれる範囲
飲料水	10	ミネラルウォーター類 飲用茶
乳児用食品	50	乳児の飲食に供する目的 で販売する食品 (粉ミルクなど)
牛乳	50	牛乳、低脂肪乳、加工乳、 乳飲料など
一般食品	100	上記以外の食品

- ・平成24年3月31日までに製造・加工・輸入された食品には従来の暫定規制値を適用
- ・米、牛肉については平成24年9月30日まで従来の暫定規制値を適用。
- ・大豆については平成24年12月31日まで従来の暫定規制値を適用。



# 県は食品の放射性物質検査 を継続して行っています。

## H23年3月～24年2月末の検査実績

- ・農産物**2,721**品  
(野菜、いも類、米、きのこ等)
- ・畜産物**2,189**品(乳・乳製品、肉、卵)
- ・水産物**231**品(カツオ、ブリ、アユ等)



ゲルマニウム半導体検出器



**ご活用ください!**

**「食の安全・安心出前講座」**



県では、団体からの希望に応じて職員を派遣し、食の安全・安心に関する出前講座を行っています。(無料、日時相談)

→県生活衛生課 TEL 025-280-5205